

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２９年３月３１日

奈良県公安委員会

委員長 植 野 康 夫

奈良県公安委員会規則第３号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成３年１０月奈良県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「６９８人」を「７０１人」に、「７２３人」を「７２６人」に、「７４４人」を「７４８人」に、「２，４７１人」を「２，４８１人」に改める。

第３条第１項中「６８６人」を「６８７人」に、「２２２人」を「２１９人」に、「９０８人」を「９０６人」に、「１，７８５人」を「１，７９４人」に、「９８人」を「１０１人」に、「１，８８３人」を「１，８９５人」に、「２，４７１人」を「２，４８１人」に、「２，７９１人」を「２，８０１人」に改める。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。